

申込みのしおり

令和7年度
がっそうぼ
千葉市桜木霊園合葬墓使用者の募集



申込期間

令和7年**5月7日**(水)～**5月31日**(土)

桜木霊園管理事務所に**5月31日(土) 午後5時必着**とします。

(郵送の場合は、5月31日の消印有効とします。)

千 葉 市

はじめに

近年、少子・高齢化や核家族化などにより、墓地を承継していくことが困難となるなど、墓地をめぐる社会状況が変化しています。

桜木霊園合葬墓は、従来の墓地とは異なり、墓地を承継する必要がないため、墓地の承継にお悩みの方でも安心してご利用いただくことができます。また、生前でもお申込みいただくことが可能です。千葉市民を対象に使用者を募集します。

この「しおり」を最後までご覧になってからお申込みください。

もくじ

1	合葬墓の特色	1
2	使用料及び埋蔵方法等	1
3	お申込みにあたって留意頂きたいこと	1
4	募集スケジュール	2
5	申込区分及び募集数等	4
6	申込者の資格	4
	申込区分の主な例	5
7	申込方法と申込書類	6
8	申込みにあたっての注意事項	6
9	公開抽選及び補欠者の取扱い	7
10	当選された方へ	8
11	資格審査に合格された方へ	10
12	使用許可証の交付を受けた方へ	11
	その他	
	申込書の書き方（例）	12
	承諾書	13
	同意書	14
	埋蔵・収蔵証明書	16
	桜木霊園案内図	18

1 合葬墓の特色

- ◎合葬墓とは、一つのお墓に多くの焼骨を共同で埋蔵する形態の墓地です。
- ◎承継者の有無に関係なく使用できます。
- ◎個人やご夫婦等で生前に申込みできます。
- ◎墓石を設置する必要がないため、費用を軽減できます。

2 使用料及び埋蔵方法等

- 1 使用料 70,000円／1体（通常納骨）
 60,000円／1体（直接合祀）

※一度納めた使用料は、返還できません。

2 埋蔵方法

(1) 通常納骨の場合

- ① 焼骨は、使用許可日から起算して30年間は骨壺に入れた状態で納骨室に埋蔵し、その後は骨壺から出して1体ずつ納骨袋に移し替え、同施設内の合祀室に合祀します。生前での申込みの方は、使用許可日から起算して30年間、骨壺を保管する場所を確保します。なお、使用許可日から30年を過ぎて納骨する場合は直接合祀室に合祀します。
- ② 合祀された焼骨は、改葬することはできません。
- ③ 納骨室への立入りはできません。焼骨を納骨する際は、桜木霊園管理事務所で手続きの後、職員が焼骨をお預かりし、納骨室に埋蔵します。
- ④ 埋蔵できる焼骨の容器（骨壺）は、幅及び奥行きがそれぞれ22cm、高さ27cm以下の長期の埋蔵に適したもので、納骨棚に安定した状態で埋蔵することができるものに限りします。

(2) 直接合祀の場合

- ① 焼骨は、骨壺から出して1体ずつ納骨袋に移し替え、合葬墓施設内の合祀室に直接合祀します。
- ② 合祀された焼骨は、返還することはできません。
- ③ 納骨室・合祀室への立入りはできません。焼骨を合祀する際は、桜木霊園管理事務所で手続きの後、職員が焼骨をお預かりし、合祀室に埋蔵します。

3 参拝方法

施設正面に設けられた参拝スペースでの参拝となります。（納骨室への立入りはできません。）
参拝スペースでは、焼香と献花が可能です。

3 お申込みにあたって留意頂きたいこと

- ・合祀された焼骨を返還することはできません。そのため、合葬墓にお申し込みをされる際には、ご親族等でよく話し合い、理解を得ておくようお願いいたします。
- ・生前申込みをされる場合には、お申込者が死亡した後において埋蔵手続がなされるよう、ご親族や関係者に事前に手続きを依頼しておくなど、必要な措置を講じてください。

4 募集スケジュール

1. 申込書配布

令和7年5月7日(水)～

申込みのしおり及び申込書の配布を行います。
配布場所：桜木霊園管理事務所、生活衛生課、
平和公園管理事務所、各区役所総務課

2. 申込受付期間

5月7日(水)～5月31日(土)

「郵送」、「桜木霊園管理事務所に持参」又は「電子申請」のいずれかでお申込みください。

※桜木霊園管理事務所5月31日(土) 午後5時必着とします。

(郵送の場合は、5月31日(土)の消印有効とします。)

また、電子申請の場合は5月31日(土) 午後5時受信分までを有効とします。

3. 受付票発送

6月下旬

合葬墓受付票(はがき)により受付番号を通知します。

※大切に保管してください。

電子申請の方には、電子メールで通知します。

4. 抽 選

7月9日(水)

申込者数が募集数を超えた申込区分については、抽選を行います。

日 時：7月9日(水) 午前9時30分～午前11時30分

抽選会場：千葉市役所1階 正庁

5. 抽選結果通知

7月中旬

抽選結果通知書(はがき)で抽選結果「当選」、「補欠」、「落選」を通知します。申込者数が募集数を超えなかった場合は「当選」を通知します。

電子申請の方には、電子メールで通知します。

3頁へ続く

これ以降は「当選」した方の手続きです

資格審査で、申込資格がないことが判明した場合、期間内に審査を受けない場合、必要書類が提出できない場合は、使用許可を受けることはできません。

6. 資格審査

資格審査の詳細は、8～10頁を参照してください。

日 時：当選結果通知書（はがき）到着後から 8月4日（月）まで
午前9時～午後3時
審査会場：千葉市桜木霊園管理事務所

7. 不足書類があった場合の提出期間

8月5日（火）～8月31日（日）

資格審査の際に不足書類があった場合は、8月31日（日）午後3時までに直接、**桜木霊園管理事務所**の窓口を持参してください。
（その場で書類の審査を行いますので郵送での提出はできません。）

8. 墓地の返還等 ※区分Cのみ

詳細については、9頁を参照してください。

改葬許可申請、墓地の原状回復、墓地の返還
※墓地の返還等の実施を確認後、使用料の納付書を送付いたします。

9. 使用料の納付書の発送

10月上旬

資格審査の合格者に対して、「使用料の納付書」を送付します。
使用料は一括納付です。

10. 使用許可証の発送

使用料の納付が確認できた方から順次、使用許可証を送付します。
（一度納めた使用料は、返還できません。）

11. 使用の開始

11月上旬（予定）

納骨は**予約制**です。**桜木霊園管理事務所**へ直接予約をお願いします。
（焼骨を所持している方は、使用許可日から1年以内に埋蔵してください。）

5 申込区分及び募集数等

申込区分		募集数		使用料	
区分A1	焼骨所持 1 体分	30枠	30体	(通常納骨)	70,000 円
区分A2		40枠	40体	(直接合祀)	60,000 円
区分B1	焼骨所持 2 体分	45枠	90体	(通常納骨)	140,000 円
	焼骨所持 1 体分+生前予約1体分				
区分B2	焼骨所持 2 体分	50枠	100体	(直接合祀)	120,000 円
	焼骨所持 1 体分+生前予約1体分				
区分C1	本市営の一般墓地返還	50体		(直接合祀)	60,000 円 (1 体につき)
区分C2	本市営の一般墓地返還+生前予約 1 体分	30体			
区分C3	本市営の一般墓地返還+生前予約 2 体分	20体			
区分D1	生前予約 1 体分 75歳以上 ※	30枠	30体	(通常納骨)	70,000 円
区分D2		20枠	20体	(直接合祀)	60,000 円
区分D3	生前予約 1 体分 75歳未満	20枠	20体	(通常納骨)	70,000 円
区分D4		20枠	20体	(直接合祀)	60,000 円
区分E1	生前予約 2 体分	15枠	30体	(通常納骨)	140,000 円
区分E2		10枠	20体	(直接合祀)	120,000 円
令和 7 年度募集数合計			500体		

※区分Dの75歳以上とは、生年月日が昭和26年4月1日以前の方とします。

6 申込者の資格

次の(1)、(2)に掲げる資格のほか、下表の申込区分に応じた申込資格が必要となります。

- 申込者は、千葉市内に1年以上継続して居住していること。(区分Cは1年以内でも可)
- 申込者は、現に本市営(桜木霊園、平和公園)の一般墓地(合葬式墓地以外)の使用許可を受けていないこと。(区分Cを除く)

申込区分	申 込 資 格	
区分 A1 A2	焼骨所持 1体分	・祭祀を主宰する者であること ・埋蔵する焼骨(分骨でないものに限る)を所持していること ・申込者と焼骨との続柄が配偶者、2親等内の血族、千葉市パートナーシップ宣誓をしている者のいずれか ・生前予約分は申込者本人が使用すること
区分 B1 B2	焼骨所持 2体分 焼骨所持 1体分+生前予約 1体分	
区分 C1	本市営の一般墓地返還	・現在、市営霊園(桜木霊園・平和公園)の普通墓地・芝生墓地・林間墓地の使用者であり、使用中の墓地を返還すること ・C2生前予約 1体分は申込者本人が使用すること ・C3生前予約 2体分は申込者本人及び申込者と一緒に埋蔵される方との続柄が、配偶者または2親等以内の血族、または千葉市パートナーシップ宣誓をしている方(申込者と一緒に埋蔵される方は市外在住でも可)
区分 C2	本市営の一般墓地返還+生前予約 1体分	
区分 C3	本市営の一般墓地返還+生前予約 2体分	
区分 D1 D2 D3 D4	生前予約 1体分	・申込者本人が使用すること
区分 E1 E2	生前予約 2体分	・申込者本人が使用すること ・申込者と一緒に埋蔵される生前予約対象者(使用予定者)との続柄が配偶者、2親等内の血族、千葉市パートナーシップ宣誓をしている者のいずれか

※区分A及び区分B（焼骨1体分+生前予約1体分を除く）に限り、配偶者及び2親等内の血族の中に存命者がいない焼骨を所持している方についても、申込みを認める場合がありますので桜木霊園事務所にご相談ください。

＜例1＞ 配偶者及び2親等内の血族の中に存命者がいない場合

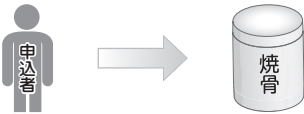
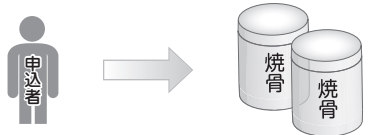
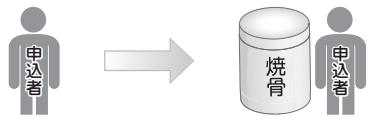
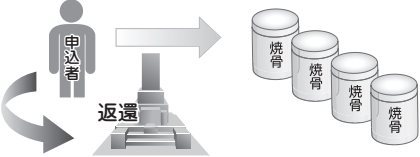
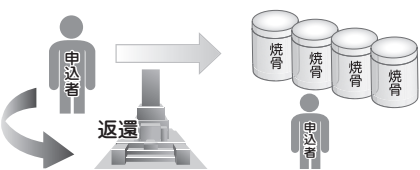
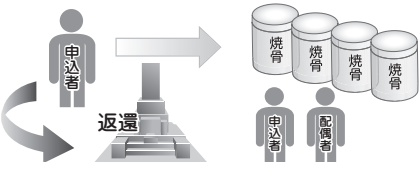
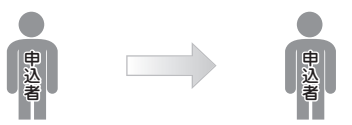
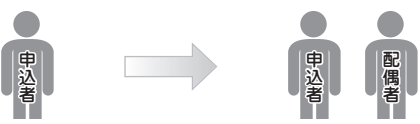
・ 3親等の血族がいる → 3親等の血族が申込み

・ 3親等の血族がいない → 4親等の血族が申込み

＜例2＞ 子のいない夫婦の焼骨2体分を、夫又は妻の兄弟姉妹が申込みする場合

なお、当選した際には、資格審査で親族関係のわかる戸籍等や承諾書などの提出が必要です。

申込区分の主な例

1	焼骨1体分を申込み場合		区分A1 区分A2
2	焼骨2体分を申込み場合		区分B1 区分B2
	焼骨1体分と自分の分を生前に申込み場合		
3	使用中の本市営の一般墓地を返還し、その使用者が申込み場合（右図は焼骨4体分が埋蔵されている場合）		区分C1
4	使用中の本市営の一般墓地を返還し、その使用者が自分の生前を同時に申込み場合。		区分C2
5	使用中の本市営の一般墓地を返還し、その使用者が自分と配偶者等の生前2体を同時に申込み場合		区分C3
6	自分の分を生前に申込み場合		区分D1 区分D2 区分D3 区分D4
7	自分の分と配偶者等の分を生前に申込み場合		区分E1 区分E2

7 申込方法と申込書類

申込期間内（令和7年5月7日（水）から5月31日（土）まで）に申込書類を郵送するか桜木霊園管理事務所まで持参し、お申込みください。また、電子申請でもお申込みができます。

(1) 郵送の場合

このしおりに添付されている「①令和7年度桜木霊園合葬墓使用申込書」及び「②合葬墓受付票、抽選結果通知書のはがき（2枚）」に必要事項を記入し、はがきにはそれぞれ85円切手を貼付したうえで「③送付用封筒」に①、②の書類を入れて、所定の切手を貼付し郵送でお申込みください。（5月31日（土）の消印有効）

(2) 桜木霊園管理事務所に持参する場合

(1) 郵送の場合と同様に「①令和7年度桜木霊園合葬墓使用申込書」及び「②合葬墓受付票、抽選結果通知書のはがき（2枚）」に必要事項を記入し、はがきにはそれぞれ85円切手を貼付したうえで桜木霊園管理事務所まで持参し、お申込みください。

(3) 電子申請の場合

スマートフォンからのお申込みの場合、下記の二次元バーコードからお申込みください。また、パソコンから申込みの場合、千葉市ホームページのトップページ「くらし手続」→「電子行政サービス」→「ちば電子申請サービス」→「>>ちば電子申請サービス【千葉市】」内の検索メニューにて、手続き名欄に「合葬墓」と入力し検索してお申込みください。（5月7日（水）午前8時30分～5月31日（土）午後5時）

また、桜木霊園管理事務所からのメールを受信できるよう、メールソフトを設定してください。



8 申込みにあたっての注意事項

当選後、資格審査を受けない場合は、使用許可を受けることができません。焼骨及び生前を合わせて3体分以上を申込む場合は、申込書を2枚以上に分けて申込むことができます。（区分Cを除く）この場合、それぞれの区分ごとの抽選となりますので、申込みのすべてが当選するとは限りません。

区分Cによる申込みは、現に本市営（桜木霊園、平和公園）の一般墓地に埋蔵されている焼骨のみが申込対象となるため、この焼骨の数を超える申込みはできません。

【申込みが無効となる場合】

次の（1）～（4）のいずれかに該当する場合は、全ての申込みが無効となります。また、不正が判明したときも無効とします。

- (1) 「令和7年度桜木霊園合葬墓使用申込書」以外の用紙による申込みをした場合
- (2) 同一の焼骨又は生前予約対象者（使用予定者）について、複数の申込みをした場合
- (3) 現に本市営（桜木霊園、平和公園）の一般墓地の使用の許可を受けている方が区分C以外の申込みをした場合
- (4) その他、虚偽の記載や上記に類する申込みであると認められる場合

【注意事項】

この申請手続に必要な「申請者の住民登録関係情報」については、住民基本台帳法及び個人情報保護法の規定に基づき、本市の関係機関に調査、照会させていただきます。

9 公開抽選及び補欠者の取扱い

1 日時及び場所

- (1) 抽選日時：令和7年7月9日(水) 午前9時30分～午前11時30分
- (2) 場 所：千葉市役所1階 正庁(中央区千葉港1番1号)



交通手段(アクセス)

- ・JR千葉みなと駅～徒歩約7分
- ・JR千葉駅・京成電鉄千葉駅～徒歩約12分
- ・千葉モノレール市役所前駅～徒歩約1分

※会場へのご来場は、できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。

2 公開抽選

申込者数が募集数を越えた区分がある場合、申込区分ごとの抽選により「当選」、「補欠」、「落選」を決定します。

抽選は通知した受付番号(抽選番号)により行い、募集数を当選とし、次いで補欠順位を決定します。

- (1) 抽選後、桜木霊園管理事務所のホームページに抽選結果を掲載し、抽選結果についてはすべての方にお知らせします。
- (2) 「当選」しても、資格審査により使用許可を受けることができない場合があります。
- (3) 「当選」した方の中からキャンセル等が出た場合、「補欠」の中でその順位上位の方から繰り上げて「当選」とします。

「補欠」の資格の有効期限は、令和8年2月末日です。なお、有効期限までに繰り上げ当選の連絡がなかった場合は、自動的に「落選」となります。

3 抽選結果

抽選結果通知書により「当選」、「補欠」、「落選」をお知らせします。電子申請の方には、電子メールでお知らせします。

※電話や電子メール等による抽選結果のお問い合わせにはお答えできません。

※抽選結果は桜木霊園指定管理者のホームページにも掲載します。

10 当選された方へ

資格審査（使用許可申請）

「当選」した方は、資格審査に下記の必要書類等を持参し、審査を受ける必要があります。
審査を受けない場合は使用許可を受けることはできません。

【提出する書類等について】

1 申請者全員が提出する書類（必要書類を当選者に郵送します。）

- (1) 使用許可申請書
- (2) 誓約書

2 資格審査に持参するもの

- (1) 抽選結果通知書（電子申請は、抽選結果のメール本文を印刷したもの。）
- (2) 申請者以外の方が資格審査を受ける場合は、合葬墓の使用許可申請の手続きを委任する旨を記載した委任状（代理人の身分証明書として運転免許証や保険証等を持参）

3 区分ごとに必要な書類

- (1) 焼骨所持を証明する以下のいずれかの書類（区分A、B）

焼骨の収蔵等	提出書類
自宅保管	火葬許可証（原本とコピー持参）
桜木霊園・平和公園 一般墓地 桜木霊堂 埋蔵・収蔵	使用許可証（原本とコピー持参）
その他墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵	埋蔵・収蔵証明書（原本） （16頁に見本があります）
戸籍に記載されていない （死産・水子等）	死胎証明書 死産証明書

- (2) 墓地使用許可証（区分C）

使用中の墓地の墓地使用許可証（原本とコピー各1部）を持参してください。コピーを提出いただきます。

- (3) 承諾書（区分A1、A2、B1、B2）

※このしおりの13頁の様式をコピーし使用してください。

申請者と死亡者の関係が配偶者以外の場合は、下記の表に示す者の承諾書が必要です。

申請者と死亡者との関係	承諾が必要な人
親子 （申請者：子 ⇒ 死亡者：親）	死亡者の配偶者 申請者の兄弟姉妹（未成年者を除く）
親子 （申請者：親 ⇒ 死亡者：子）	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く） 申請者の配偶者

兄弟姉妹	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く） 死亡者と申請者の両親 死亡者と申請者の兄弟姉妹（未成年者を除く）
祖父母と孫 （申請者：孫 ⇒ 死亡者：祖父母）	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く） 申請者の兄弟姉妹（未成年者を除く）
祖父母と孫 （申請者：祖父母 ⇒ 死亡者：孫）	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く） 死亡者の両親 死亡者の兄弟姉妹（未成年者を除く） 死亡者の祖父母（申請者を除く）

※上記表中の「承諾が必要な人」は、一般的な例を記載していますので、ケースによっては承諾を受ける範囲が異なる場合があります。

(4) 同意書（区分A～Eの直接合祀のみ）

※このしおりの14、15頁の様式をコピーし使用してください

区分A2（焼骨所持分）

- ・埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書（様式13号）

区分B2（焼骨所持2体分）

- ・埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書（様式13号）

区分B2（焼骨所持1体分+生前予約1体分）

- ・埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書（様式13号）
 - ・生前予約1体分については、申請者の配偶者等又は2親等以内の血族（注1）からの埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書（様式14号）
- ※埋蔵された焼骨は返還されないため、合葬墓にお申し込みをされる際には、親族等よく話し合い理解を得ておくようお願いいたします。

区分C1、C2、C3（焼骨所持分）

- ・埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書（様式13号）

区分C2、C3、D2、D4、E2（生前予約分）

- ・申請者の配偶者等又は2親等以内の血族（注1）からの埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書（様式14号）
- ※埋蔵された焼骨は返還されないため、合葬墓にお申し込みをされる際には、親族等よく話し合い理解を得ておくようお願いいたします。

（注1） 同意書は原則として以下の範囲の親族に記載していただく必要があります。

案件によっては、追加で同意書の提出が必要となる場合があります。

- | | |
|------------------------|------------|
| ・配偶者、親又は子がいる場合 | 配偶者、親、子の全員 |
| ・配偶者、親又は子のいずれもない場合 | 兄弟姉妹全員 |
| ・配偶者、親、子、兄弟姉妹のいずれもない場合 | 同意書は不要 |

(5) **戸籍謄本等**

- ・申請者と死亡者との関係がわかり、死亡記載のある戸籍謄本
- ・(3) の承諾が必要な者及び(4) の同意が必要な者の有無が確認できる戸籍（改製原戸籍謄本等）
- ・上記の者が死亡している場合は、その死亡が確認できる戸籍（除籍謄本等）
- ・千葉県パートナーシップ宣誓をしている方は、千葉県パートナーシップ宣誓証明書等

(6) **その他（申立書が必要な場合）**

承諾書の承諾者欄に掲げる者が所在不明となっている場合など、特別な事情がある場合は申立書が必要となります（桜木霊園管理事務所にご相談ください）。

11 資格審査に合格された方へ

○改葬許可申請、墓地の原状回復、墓地の返還 ※区分Cのみ

区分Cで資格審査に合格された方は、改葬許可申請（本市営の一般墓地から合葬墓に焼骨を移す手続き）、墓地の原状回復（墓地の返還工事）、墓地の返還（返還届の提出）が必要になります。

○使用料の納入

使用料をお支払いいただくため、「納付書」を10月上旬以降に郵送します。納付書に記載された金額を納付期限までに一括納付にてお支払いください。（一度納めた使用料は、返還できません。）

○使用許可証の交付

使用料の納付が確認できた方から順次、使用許可証を送付します。

その際、納骨等の手続きについてのご案内を同封いたします。

○使用開始日

令和7年11月上旬から

12 使用許可証の交付を受けた方へ

合葬墓への納骨手続きについて

納骨は予約制となっていますので、**合葬墓の使用許可証を受け取った方は**、桜木霊園管理事務所へ予約をお願いします。（窓口又は電話で予約）

【納骨時に必要な書類】

- 1 合葬式墓地使用許可証
- 2 火葬許可証又は改葬許可証

死亡者の焼骨を現在、埋蔵、収蔵している墓地（霊園、お寺等）、納骨堂等から合葬墓に移す場合は、改葬許可申請の手続きが必要となりますので、早めに埋蔵、収蔵している管理事務所等で手続きをお願いします。

【桜木霊堂からの改葬】

桜木霊堂に収蔵している方は、改葬許可申請が必要となりますので、次の書類を持参し埋蔵、収蔵している桜木霊園管理事務所で行う手続きをお願いします。

- (1) 桜木霊堂使用許可証
- (2) 印鑑（認印）
- (3) 身分証明書（運転免許証・保険証等）
- (4) 手数料300円

※使用許可者以外の方が来所される場合は、委任状、代理人の身分証明書（運転免許証・保険証等）が必要です。

※申込書の内容はコピー又は書き写して控えを必ずとるようにしてください。

申込書の書き方（例）

※申込書の内容はコピー又は書き写して控えを必ずとるようにしてください。

令和7年度 桜木霊園合葬墓使用申込書

令和 7 年 〇 月 〇 日

1. 申込者情報 申込者の氏名等を記入してください。

申込者	フリガナ	チ バ タ ロウ		
	氏 名	千 葉 太 郎		
	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成 30 年 1 月 23 日		
	住 所	〒 264 - 0028		
		千葉市 若葉 区 桜木1 - 38 - 1		
		サクラギハイツ 101 号 (千葉市定住年数:)		
	連 絡 先 日中の連絡先	(電話番号)	043 - 231 - 0110	
		(携帯電話)	090 - 999 - 9999	
市営霊園の許可	☐ 許可を得ている ☒ 許可を得ていない			
※区分Cの方記入	桜木霊園・平和公園		区 号	
	納骨されている体数		体	
	墓地使用者名			

桜木霊園・平和公園にお墓を持っているか（許可を得ている）持っていないか（許可を得ていない）のどちらかに○を付けてください。

このしおりの4頁申込区分及び募集数等を確認し、希望する申込区分を一つだけ記入してください。

2. 申込区分 ご希望の申込区分を申込欄に記入してください。

申込区分	B2
------	----

区分Cで申し込まれる方のみ記入してください。

3. 申込対象者の記入欄

区分C-1以外の申込区分を申し込まれる方

申込の対象となる方の氏名等を記入し、焼骨・生前の別に○をつけてください。
C-2・C-3 については生前予約の対象となる方のみ記入してください。

1	フリガナ	チ バ タ ロウ	申込者との続柄	焼骨・生前の別
	氏 名	千 葉 太 郎		
2	フリガナ	チ バ ハナ コ	申込者との続柄	焼骨・生前の別
	氏 名	千 葉 花 子		

生前予約分を含む場合、申込者本人の氏名、フリガナを1の欄に記入してください。

申込者から見た、続柄を記入してください。

※次の欄には記入しないでください。

受付印欄	受付番号（抽選番号）		
抽選結果	当選・補欠・落選	補欠順位	位
備 考			

※「申込者の住民登録関係情報」については、住民基本台帳法及び個人情報保護法の規定に基づき、本市の関係機関に調査、照会させていただきますので、ご了承ください。

承 諾 書

令和 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

死亡者との続柄

上記の者が、.....の死亡に伴い、その祭祀を主宰する者として、
合葬墓の使用許可申請をすることを承諾します。

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

様式第13号

同意書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市霊園指定管理者

【同意者】

住 所

フリガナ

氏 名(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス@

下記の焼骨は、埋蔵後に返還されないことについて、同意します。

記

	桜木霊園合葬式墓地（直接合祀）		合 祀 室		
	平和公園合葬式樹木葬墓地		区 一		
被埋蔵者氏名等	埋蔵される方の氏名及び同意者との続柄を記載してください。				
	1		焼骨	同意者との続柄	
	2		焼骨	同意者との続柄	

※同意者との続柄は、被埋蔵者から見た続柄を記載してください。

様式第14号

同意書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市霊園指定管理者

【同意者】

住 所

フリガナ

氏 名(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス@

下記の焼骨が、(桜木霊園合葬式墓地(直接合祀)・平和公園合葬式樹木葬墓地)に埋蔵されること及び埋蔵後に返還されないことについて、同意します。

記

	桜木霊園合葬式墓地（直接合祀）		合 祀 室		
	平和公園合葬式樹木葬墓地		区 一		
被埋蔵者氏名等	埋蔵される方の氏名及び同意者との続柄を記載してください。				
	1		生前	同意者との続柄	
	2		生前	同意者との続柄	

※同意者との続柄は、被埋蔵者から見た続柄を記載してください。

埋蔵・収蔵証明書

1 申請者

(1) 住 所

(2) 氏 名

(3) 死亡者との続柄

2 死亡者

(1) 本 籍

(2) 住 所

(3) 氏名・性別 男 ・ 女

(4) 死亡年月日 年 月 日

(5) 埋蔵（収蔵）年月日 年 月 日

上記のとおり、ご遺骨の埋蔵（収蔵）の事実を証明します。

令和 年 月 日

寺院名

所在地

代表者 印

[illegible]

桜木霊園案内図



所在地／千葉市若葉区桜木1丁目38番1号

交通機関／ JR千葉駅バスターミナル9番乗り場から 京成バス 市営霊園経由
御成台車庫行き 乗車時間約20分 市営霊園下車徒歩1分

●お問い合わせ先

桜木霊園管理事務所（月曜日～日曜日 8時30分～17時00分）

〒264-0028 千葉市若葉区桜木1丁目38番1号

電話：043-231-0110

FAX：043-231-0124

Eメール：info-sakuragireien@seibu-la.co.jp

※申込期間中は、お問い合わせが多くなり、電話がつながりにくい場合がありますが、ご了承ください。